

総 会 規 程

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取クリエイティブプラットフォーム（以下「当法人」という。）の総会の運営については、定款第3章に定めるもののほか、本規程によるものとする。

(種別と構成)

第2条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(議決事項)

第3条 総会は、定款第13条に基づき、主に以下の事項を議決する。

- (1)事業計画及び収支予算の承認
- (2)事業報告及び決算の承認
- (3)役員を選任、解任
- (4)その他理事会が提案する重要な事項

(開催の時期)

第4条 定時総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき
- (2)総正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して召集の請求があったとき
- (3)監事から召集の請求があったとき

(招集)

第5条 代表理事は、前条第2項第1号の規定による理事会の認定又は同第2号若しくは第3号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも1週間前までに会員に通知しなければならない。

(定足数)

第6条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第7条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員を除いた上で行う。

(書面表決等)

第8条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は電磁記録をもって表決し、又は出席する他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決又は表決を委任した会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第9条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席正会員数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印し、
たうえ、この議事録を本会の事務所において据え置かなければならない。

(事務局)

第10条 総会の事務は、事務局長がこれを執り行う。

2 総会の事務執行にあたり必要な細則は、事務局長が別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃にあたっては、代表理事は理事会においてこれを審議したうえでこれを行い、
総会において報告する。

付 則

この規程は令和6年11月8日から施行する。